

# 公共事業への暴力団等の 不当介入対応マニュアル

## 不当介入は毅然とした態度で断固拒否！ 警察と発注者に報告（届出）を義務化！

埼玉県と市町村では、「公共工事に係る暴力団等排除連絡会」を結成し、暴力団等が不当介入することを防止するため、「公共工事への暴力団等の不当介入対応マニュアル」を作成して、暴力団、総会屋、社会運動等標榜ゴロといった反社会的勢力（暴力団等）が、暴力行為等の違法、不当な手段を用いて行う公共事業への介入を排除するとともに、暴力団等の不当な要求に対して組織的に対応することにより、公共事業の適正な履行を確保することを目的として、埼玉県警察本部など関係機関・関係団体の緊密な連携のもと、対応することとしています。

公共事業の入札・契約・履行等に関して、万が一、暴力団等から不当介入を受けた場合は、迷わずに所轄の警察署へ届け出るとともに、坂戸市契約主管課へ報告してください。

### ● 暴力団等の不当介入とは？対応は？

暴力団等の不当介入対応マニュアルの中から、受注者に関係する部分を紹介します。

#### 【暴力団等とは】

暴力団等とは、暴力団、暴力団関係企業、暴力団関係者、社会運動等の標榜ゴロ（えせ右翼、えせ同和行為者等）その他計画的又は常習的に暴行、脅迫等の手段で不法行為を行う集団や個人をいい、不正な利益を得る目的で、事実関係や社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求や工事妨害等を行うものをいいます。

#### 【不当介入事例】

- 1 公共工事等の受注を口実にした書籍・物品等の購入、機関誌（紙）の購読等の強要
- 2 現場管理上の問題に起因した言いがかり（作業員の安全管理関係、資材の現場保管状況、警備員の交通規制関係、工事施工関係等）
- 3 挨拶料、迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金等の名目による金銭の不当な支払要求
- 4 労務者雇用や特定業者の下請工事参入の強要
- 5 特定資材の納入受入れや自動販売機設置の強要
- 6 入札辞退、談合の強要 他

#### 【不当介入の対応留意点】

公共工事等に不当介入してきた暴力団等に対応する際には、毅然とした態度で、信念と気迫をもって、冷静に対応することが鉄則です。不当介入を排除するために有効な対応方法は、個々のケースごとに異なりますが、対応の際には次の点に注意して対応してください。

##### 1 相手の確認

初対面の場合は、名刺交換を行うなどして、相手の氏名、所属団体、住所、連絡先電話番号等を必ず確認する。代理人を名乗る場合は委任状の確認を忘れない。

##### 2 場所の確保

会議室等の個室は避け、なるべく事務室内の見通しの良い場所で対応する。こちらの管理権の及ぶ場所で面談を行い、暴力団事務所や相手の指定する場所には絶対に出向かない。やむを得ず出向くときはあらかじめ警察等に連絡をし、万が一の対策をとったうえで、必ず複数で出向く。

##### 3 用件の確認

相手の要求を、具体的かつ明確に聞き出し、記録しておく。

#### 4 事実関係の調査

相手の要求に対する即答は避け、事実関係を調査のうえ、組織的に対応する姿勢を貫き、相手に付け入るスキを与えないようにする。

#### 5 対応内容等の記録化

##### (1) 日時・内容等の記録

対応日時、内容は、メモ、録音等により正確に記録化する。犯罪検挙や行政処分の証拠となるだけでなく、相手を牽制するという意味でも有効です。録音する際には、「後で上司に報告するため正確に記録する必要がある」等の理由で相手に断ってから録音する。

##### (2) 面談時間の事前設定・通告

面談時間が長いと、心的疲労が高まって、相手のペースにはまり、安易な妥協につながる危険性が大きくなりますので面談時間は短時間でやること。最初に面談時間（30分から1時間程度）を決めて、相手にはっきりと告げておく。

#### 6 言動に注意して適切な対応を

##### (1) 複数で対応・湯茶の接待はしない

威圧感を跳ね返す意味でできれば相手より多い人数で対応する。湯茶の接待をすると長く居座り続けることを容認したととられかねない。

##### (2) 毅然とした対応・挑発に乗らないで冷静に

言葉遣いに注意し、対応は慎重に、紳士的に、侮らず、毅然とした態度で厳格に行う。初期段階における対応ミスは傷口を広げることになる。

相手の挑発に乗らない。暴力団等は、挑発して失言を誘ったり、巧みに論争に持ち込み、言葉尻をとらえて厳しく糾弾し、無理難題を押し付けてくる。これらの言動に惑わされず、勇気を持って毅然とした対応を心掛ける。

##### (3) 誤解を与える回答はしない（即答はしない）

相手の要求に対しては「事実関係をよく調査したうえで回答する」などと応じて、その場ですぐに結論を出さないようにする。

「前向きに検討する」「一応考慮する」など、その場逃れの、相手に希望を持たせる対応をしない。あいまいな返事をして揚げ足を取られないようにする。

相手は、二者択一を迫るのが常套手段と心得るべきです。

##### (4) 理由のない書類は作らない

念書や詫び状など、理由のない書類は、後日、金品要求の材料などに悪用されるおそれがあるので、絶対に書かないこと。また、社会運動などに名を借りて署名を集めることがあるので、意味不明の文書への署名・押印はしない。対面を気にして、もみ消しやミス隠しに走ったり、その場しのぎの不用意な言動は禁物です。

##### (5) 断るときは、はっきりと丁寧に

図書の購入等を強要された場合には、金額の大小にかかわらず、契約自由の原則を根拠に、丁寧に断る。

##### (6) 不当な圧力には絶対に屈しない

不当な圧力に一度でも屈すると、後日、「前には便宜を図ってもらったのになぜ今回はダメなんだ」と前例踏襲型の不当要求を誘発したり、そのことをもって、他の団体等から攻め立てられたりすることになるので、信念と気迫をもって最後まで粘り強く対応する。

相手が、脅迫まがいの言動に及んだときは、「これ以上脅迫するなら警察を呼びます。今日のところはお引き取りください」と、毅然とした態度で対応する。

##### (7) 早期の警察連絡

万が一、不用なトラブルが発生し、又は発生しそうな場合には、トラブルの拡大及び受傷事故を未然に防止するため、機を失せず、最寄りの警察署に通報する。

#### 【電話による対応の場合】

上記の基本的な留意点に加えて、特に次の点に留意することが必要である。

- (1) 電話の場合、相手の顔が見えないことから、特に言葉遣いには注意する。不用意な発言は、接遇の不適切さを理由にした相手の反撃を招くなど、新たなトラブル発生の原因となる。
- (2) 相手の不当な要求に対しては、即答を避けるようにし、安易に上司に取次がないようにする。

#### 【その他】

暴力団等の不当介入は、粗暴な言動や不当な圧力を手段として行われることが多い。次に掲げるような行為も、不当介入の手段として行われるときは、不当介入行為の一部を構成するものであり、断固として排除しなければならない。

- (1) 数の優位にモノを言わそうと、大勢で押しかける。
- (2) 必要以上に大きな声を出して威圧する。
- (3) 目の前にある物を投げつける。
- (4) 自己の身体の刺青や小指の欠損を見せつける。
- (5) 長時間居座り、退去を求めても応じようとしない。
- (6) 街宣車活動による威嚇をほのめかす。
- (7) 同一の不当要求を電話で繰り返し行う。

なお、暴力団等によるものであるかどうかにかかわらず、公共工事に関する一般的な陳情、要望や正当な要求、個別工事に係る苦情等は、不当介入には該当しない。

万一、不当介入があったときは、必ず西入間警察署と坂戸市契約主管課に報告（届出）をしてください。

また、どうしてもよいか分からないようなときは、まず、坂戸市契約主管課にご相談ください。西入間警察署と連携して適切な対応を行います。